

1. 最高裁判所事件月表(民事)

令和5年4月分

訟事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計				
	事件別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済		
総 数		197	176	199	572		181	160	197	538		18	621	681	656	1976	2643	2389		
民事 総 数		169	150	171	490		158	144	173	475	1	534	566	567	1668	2273	2137			
特別上告(テ)		3	2	3	8		2	3	2	7		3	2	3	8	25	26			
うち少額異議		(1)		(1)					(1)	(1)		(1)		(1)	(1)	(3)	(2)			
(旧法)																				
上告(オ)	(新法)	52	47	52	151		56	42	53	151		160	179	174	513	695	685			
	(並行)	(48)	(41)	(49)	(138)		(46)	(37)	(46)	(129)		(150)	(164)	(160)	(474)	(612)	(593)			
上 告 受 理		69	61	68	198		63	51	69	183		221	239	237	697	873	847			
(受)	(並行)	(48)	(41)	(49)	(138)		(45)	(37)	(46)	(128)		(151)	(165)	(160)	(476)	(612)	(593)			
	(受理決定)	(1)			(1)							(1)	(1)		(2)	(3)	(6)			
再審(訴訟)(ヤ)												2	1	1	4	3	1			
特別抗告(ク)		33	30	34	97		31	41	36	108	1	42	35	32	110	460	493			
	(並行)											(1)	(1)	(2)	(1)	(1)				
許可抗告(許)											1	1		6	5	5	16	9	5	
再審(抗告)(ヤ)		4	4	9	17		2	1	5	8		75	93	97	265	123	15			
民 事 雜(マ)		8	6	5	19		4	6	7	17		25	12	18	55	85	65			
行 政 総 数		28	26	28	82		23	16	24	63	17	87	115	89	308	370	252			
特別上告(行テ)																				
(旧法)																				
上告(行ツ)	(新法)	11	11	11	33		9	5	11	25	17	20	33	26	96	146	113			
	(並行)	(10)	(8)	(8)	(26)		(7)	(5)	(9)	(21)		(17)	(30)	(23)	(70)	(110)	(79)			
上 告 受 理		12	12	15	39		12	5	9	26		32	38	36	106	150	107			
(行ヒ)	(並行)	(10)	(8)	(8)	(26)		(7)	(5)	(8)	(20)		(17)	(30)	(25)	(72)	(110)	(77)			
	(受理決定)			(1)	(1)									(3)	(3)	(3)	(2)			
再審(訴訟)(行ナ)																				
特別抗告(行ト)		3	3	2	8		2	2	2	6		3	3	2	8	26	23			
	(並行)														(1)	(1)				
許可抗告(行フ)																1	1			
再審(抗告)(行ナ)											2	2		29	36	23	88	36	3	
行政 雜(行ニ)		2			2						2	2	4		3	5	2	10	11	5

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和5.5.16訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[]数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和5年4月分

事件別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総 数		102	96	95	293		96	109	63	268	(60)	168	(51)	145	(58)	158	(169) 471
訴訟事件	総 数	42	38	45	125		39	39	21	99	(60)	129	(51)	111	(58)	120	(169) 360
	第一審判決に対するもの																
	うち裁判員闇参与																
	控訴審判決に対するもの	42	38	45	125		39	39	21	99	(60)	129	(51)	111	(58)	120	(169) 360
	うち裁判員闇参与	3	1	4	8		3	2	5		(12)	13	(9)	11	(15)	16	(36) 40
	非常上告																
	再 審																
	総 数	60	58	50	168		57	70	42	169		39	34	38	111	717	697
	再審請求		1	1	2			4		4		2	3	3	8	13	13
	上告受理申立て							1		1						6	7
訴訟事件以外の事件	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																
	判決訂正申立て			2	2				2	2						3	3
	特別抗告申立て	25	27	30	82		29	22	16	67		12	21	26	59	308	293
	医療觀察再抗告	2	1	1	4		1	1		2		2	1	2	5	15	14
	費用補償請求																
	上訴費用補償請求のあったもの																
	刑事補償請求																
	訴訟費用免除申立て	3	3	5	11		3	4	2	9		3	1	4	8	41	42
	刑事雄	29	26	12	67		24	38	22	84		20	8	3	31	331	325
	没収の裁判の取消し上告事件																

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計														
民事上告	総 数		67	50	66	183														
	判 決																			
	決 定		66	50	65	181														
	そ の 他		1		1	2														
民事受理	総 数		75	56	78	209														
	判 決																			
	決 定		74	56	76	206														
	そ の 他		1		2	3														
刑事上告	総 数		39	39	3	21	2	99	5											
	判 決																			
	決 定		29	33	2	13	2	75	4											
	そ の 他		10	6	1	8		24	1											
うち裁判員闇参与							うち裁判員闇参与							うち裁判員闇参与						

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和5年4月分

法廷別 受理事務 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
		5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	5年 以内
民事上告	総 数	183	148	34	1			84	47	35	16	1		
	大 法 廷													
	第一小法廷	67	56	11				39	11	10	7			
	第二小法廷	50	40	10				15	19	14	2			
	第三小法廷	66	52	13	1			30	17	11	7	1		
民事受理	総 数	209	166	43				79	65	47	18			
	大 法 廷													
	第一小法廷	75	64	11				37	19	13	6			
	第二小法廷	56	43	13				12	24	17	3			
	第三小法廷	78	59	19				30	22	17	9			
刑事上告	総 数	99	92	7				34	50	15				
	うち裁判員闇与	5	4	1					2	3				
	大 法 廷													
	うち裁判員闇与													
	第一小法廷	39	37	2				13	22	4				
	うち裁判員闇与													
	第二小法廷	39	35	4				11	21	7				
	うち裁判員闇与	3	3						2	1				
第三小法廷	21	20	1					10	7	4				
	うち裁判員闇与	2	1	1						2				